

GOZENSUI GOLF CLUB

御前水ゴルフ倶楽部

利用約款



GOZENSUI GOLF CLUB

御前水ゴルフ倶楽部

御 前 水 ゴ ル フ 倶 楽 部 利 用 約 款

第1条（本約款の適用）

当ゴルフ場でプレーされる方(会員・ゲスト・ビジターを問わず)は、当倶楽部の会則・諸規則、並びに本約款に従ってご利用いただきます。

第2条（利用契約の成立）

当ゴルフ場でプレーされる方は、プレー当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の用紙にご署名またはメンバーカードのご提示により、施設のご利用をお引き受けいたします。

第3条（利用の申込み及びキャンセル料）

プレーの申込みは、当ゴルフ場の申込み規定に従っていただきます。なお、お客様の都合により予約をキャンセルする場合には下記に定める通りキャンセル料を申し受ける場合があります。

- ①プレー日の当日100%
- ②プレー日の前日50%
- 「%は、当日のプレー料金(利用税は除く)に対するキャンセル料の比率」

第4条（施設の利用及び利用継続の拒絶）

本ゴルフ場は、次の場合には施設の利用及び利用の継続をお断りすることがあります。

- (1)所定の手続きによるご予約がない場合
- (2)満員でスタート時間に余裕がないとき
- (3)ゲストがコースを利用する場合、同コース会員の同伴又は紹介等がないとき
- (4)天災、その他やむを得ない事情により本ゴルフ場をクローズするとき
- (5)技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき
- (6)ルール・マナーに著しく反するとき、及び警告を無視してスロープレーを改めないとき
- (7)次の場合には、利用をお断りいたします。プレーの途中に判明した場合には、その後の利用の継続をお断りいたします
 - ①暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき
 - ②暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき
 - ③粗野な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や本ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為があった場合
 - ④法人でその役員のうちに暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき
- (8)刺青(タトゥー等)をした方の浴場の利用
- (9)利用者が集团的にまたは常習的に暴力的不法作為を行うおそれがある者と認められるとき、また利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行い、又は行うおそれがあると認められるとき
- (10)その他、本約款に違反した場合、並びに本ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由がある場合。

第5条（施設利用及び利用継続の拒絶とそれに対する免責）

当ゴルフ場は、前条の施設利用及び利用継続の拒絶について、返金・損害賠償等の責任を負わないものとします。ただし天候・災害が原因でプレーの全部または一部をすることができなかったときの取り扱いについては、下記の通りに定めるものとします。

- ①プレーを終了したホールが3ホール未満の場合100%
- ②プレーを終了したホールが3ホール以上の場合 0%
- 「%は、当日のプレー料金に対してゴルフ場がお客様に対し免責する比率」

第6条（休場日・開場時間）

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

第7条（貴重品ロッカーの使用の推奨）

当ゴルフ場では金銭その他物品に関して、一切の責任を負いません。当ゴルフ場所定の貴重品ロッカーをご使用していただく等、利用者にて管理をお願いいたします。

第8条（携帯品・自動車）

携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難、損害等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第9条（ロッカーの鍵）

当ゴルフ場では、お申出により、ロッカーをお貸しいたしますが、当ゴルフ場はロッカー設備をお貸ししているにすぎませんので、ロッカー容品については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。なお、鍵の紛失については、修理費用実費を頂戴いたします。

第10条（プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

(キャディ付の場合)利用者には、当ゴルフ場が定めた利用規則及びゴルフ規則に従って頂きます。ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーして頂きます。万ープレー中に他のお客様に損害を与えた場合は、お客様の責任において解決していただきますので充分ご注意ください。(セルフプレーの場合)利用者には、当ゴルフ場が定めた利用規則及びゴルフ規則に従って頂きます。ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、全て自己の責任でプレーして頂きます。万ープレー中に他のお客様に損害を与えた場合は、お客様の責任において解決していただきますので充分ご注意ください。(付則)場内には、スロープ、階段、給排水施設、スプリンクラー、カートパス、植木などのゴルフ場特有の施設や状況があります。人工物、自然物の如何にかかわらず施設内での事故、怪我、損害等についてプレーヤーの自己責任において対処するものとし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第11条（ティーイングエリアにおける素振り）

素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい

第12条（飛距離の確認）

先行組に対しては、後続組の打者は飛距離を自己の責任で判断し、先行組の30ヤード以内に絶対に打ち込まないよう打球して下さい。

第13条（打者の前方に出ないこと）

同伴者は、打者の前方には絶対に出ないで下さい。打者の前方に出た結果の事故については、プレーヤー同士の打球によって生じた事故、その他については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第14条（隣接ホールへの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールへ打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図し、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分に注意して打球してください。

第15条（退避及び退避所）

先行組プレーヤーは、後続組に対して打球させるときは後続組の打者が全員打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第16条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第17条（雷鳴があった場合）

雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

第18条（乗用カートの使用）

乗用カートに乗られるプレーヤーは以下の項目を確認の上、走行中ならびに乗車時の安全に充分注意して下さい。乗用カートを操作する場合はコース内の案内指示に従い、安全運転に努め、同乗者の安全に充分注意して下さい。飲酒運転は禁止致します。故意又は過失によりカート事故を起こした場合、事故により生じた損害を賠償していただきます。

- (運転者)
 - ①カートの運転は、自動車運転免許証所持者に限定して下さい。
 - ②運転者は、カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着席したことを確認の上発車して下さい。
 - ③カートは、打球が当るおそれがある位置には停めないで下さい。打球により生じた破損は賠償していただきます。
 - ④カートの運転操作ミスによる事故については、運転者の責任と費用負担にて、損害を賠償して頂きます。尚、事故につきまして、当クラブでは一切責任を負いかねますので、ご注意ください。(走行中のカート)
 - ①必ずシートに座り、カートの把手部分に掴まって下さい。
 - ②カートから身体、衣服、用具等がはみ出さぬよう留意して下さい。
 - ③走行中乗車または下車しないで下さい。

第19条（宅急便の取扱い）

宅急便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズケース等のお取り次はいたしますが、お取り次中の物品につきましての紛失、損害等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第20条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内の火気使用につき、所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸がらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

第21条（違背の場合の責任）

利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合または、自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第22条（プレー後のクラブの確認）

利用者はプレーを終了した場合は、クラブを点検し相違ないか慎重に確認し所定の用紙にサインして下さい。クラブ等をお渡し後のクラブ等の不足、瑕疵について、当ゴルフ場は一切の責任を負いませんので、ゴルフ場退場の際にご確認願います。

第23条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を支払っていただきます。

第24条（施設内への持込）

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。
動物のペット類
著しく悪臭を放つもの
鉄砲刀剣類
発火、爆発のおそれのあるもの
騒音を発するもの

第25条（行為の禁止）

施設内で下記の行為は禁止いたします。
とばく、その他風紀をみだす行為
物品販売、宣伝広告等の行為
他人に迷惑を及ぼし、又不快感を与える行為
利用者以外(含ギャラリー)のコース内立入り(特別に許可する場合を除く)尚、特別 に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が、傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は損害賠償等の一切の責任を負いません。

第26条（ビジターの債務の保証）

会員が同伴または紹介した利用者(ビジター)が会社に対して負担する当ゴルフ場に伴う一切の債務及びその利用者が当ゴルフ場に与えた損害金の支払債務については、会員は利用者の債務の履行につき、利用者と連帯して保証していただきます。

第27条（ビジターへの周知方依頼）

会員は会員の同伴または紹介した利用者(ビジター)に対し本約款の存在及びその内容を知らしめることにご協力願います。

第28条（個人情報の取り扱い）

- ①当ゴルフ場は予約時点で電話・ファックス・電子メール等でいただいた個人情報と、プレー当日に署名簿に署名いただきました利用者の個人情報につきましては、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理致します。
- ②当ゴルフ場では、遺失物の連絡、ダイレクトメールの発送やインターネット情報の送信など、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

第29条（本約款の変更手続き）

本約款は、必要に応じて予告なく適宜改訂することがあります。

第30条（信義則）

その他会則、本約款に定めない事項はゴルフプレーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決するものとする。

第31条

平成30年1月1日改定、平成30年1月1日より施行する。
令和3年1月1日改定、令和3年1月1日より施行する。
令和5年1月1日改定、令和5年1月1日より施工する。